

放送法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案要綱

第一 関係政令の廃止

有線テレビジョン放送法施行令及び電気通信役務利用放送法施行令は、廃止することとする。

(第一条関係)

第二 関係政令の整備

その他関係政令について所要の規定の整備をすること。

(第二条―第四十四条関係)

第三 経過措置

所要の経過措置を定めること。

(附則関係)

第四 施行期日

この政令は、放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の施行の日（平成二十三年六月三十日）から施行すること。

(附則関係)